

業務仕様書

1 業務名

生涯学習センターホール内ステージ床研磨等業務

2 履行場所

生涯学習センター（札幌市西区宮の沢1条1丁目 生涯学習総合センター（ちえりあ）内）

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

なお、施設利用の都合業務は3月13日から17日までの間に実施すること。

4 業務内容

図面（別添1）に示す生涯学習センターホール内のステージ（約195㎡）について、以下の補修を行う。なお、作業に当たっては、コンセントカバーを外した上で研磨・塗装する等、床の凹凸を最小限とするよう努めること。（コンセント設置箇所は別添2のとおり。）

(1) サンダー掛け

ステージ床において、経年劣化により凹凸や破損が生じていることから、研磨を行うこと。

なお、研磨に当たっては集塵機を使用し粉塵が飛散しないよう留意するとともに、舞台設備等に汚損が生じないよう必要な養生を実施すること。

(2) 床塗装

上記(1)施工後、水性仕上材（Bona 製 Bona メガナチュラル）を用いて2回塗装を実施すること。

5 特記事項

(1) 揮発性有機化合物対策

揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。また、使用する材料について揮発性有機化合物13物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン・クロロピリホス・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルキシル・テトラデカン・ダイアジノン・アセトアルデヒド・フェノブカルブ）の含有や使用の有無を製品安全データシート（SDS）等で確認し、受け入れ時に事前に書類で確認したものと現物が同一であることを納品書等で再確認を行い、安全を確認すること。

6物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン）の内、いずれかの1物質でも含まれる材料を使用した場合は、下記(2)に定める室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認する。また、業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行うこと。

(2) 揮発性有機化合物の室内濃度測定

受託者は、検査機関（計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等）に依頼し、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を業務担当職員に提出すること。

【測定物質】

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

【測定方法】

- ① 居室の窓及び扉を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行う。連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
- ② 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行う。
- ③ 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行うこと。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラーを指す。)
- ④ ホルムアルデヒドはDNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によるものとする。
- ⑤ その他の揮発性有機化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法又は容器採取とガスクロマトグラフ/質量分析法の組み合わせによる。

6 業務完了届の提出

受託者は、業務完了後速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

なお、業務報告書は、作業写真(着手前、作業中、完了の工程が確認できるもの)や、打合せ記録簿、調査・検討資料、調査報告書など、業務の遂行にあたり必要となった資料、および業務担当職員が特に必要と判断した資料等を指す。やむを得ず同時に提出することができない場合は、業務担当職員と協議を行うこと。

- (1) 完了届(所定様式)・・・1部
- (2) 業務報告書(自由様式)・・・1部

7 その他

- (1) 受託者は、作業に当たって必要な事項については委託者、施設管理者と十分な打合せを行うこと。また、作業に当たっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。
- (2) 受注者は、見積りに際して対象機器の下見が必要な場合は、下記連絡先まで事前に連絡し、業務に支障のない日時を確認した上で下見を行うこと。
連絡先：札幌市生涯学習センター施設課 TEL:011-671-2200
- (3) 受託者は、作業に伴う一切の発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に則り、適正に処理すること。
- (4) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに委託者、施設管理者に報告すること。
- (5) 作業に必要な機器、工具、軽微な消耗品類は受託者負担とする。
- (6) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。
- (7) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告すること。また、受託者の不注意により発生した事故及び故障等については、全て受託者が責任を負うこと。
- (8) 受託者は、作業に当たる者に名札等の身分証明を携帯させること。
- (9) 本業務で知り得た館内の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (10) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

8 担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4F

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 担当：田淵 電話：011-211-3871